

# 法人だより



二宮清純氏公開講演会

「勝者の思考法」

「名將・名選手から学ぶ」

表紙説明はP.26

平成25年度 第9回  
「ふれあい写真コンテスト」優秀作品紹介

体は心のマネをする ～「ブス」の25ヶ条～

二宮清純氏公開講演会

「義」と「利」は矛盾しない

高崎税務署管内 税務協力団体

 一般社団法人 高崎法人会

高崎地区会 渋川地区会 安中地区会 群馬地区会 榛名地区会 松井田地区会 伊香保地区会 箕郷地区会  
 吉岡地区会 榛東地区会 子持地区会 倉渕地区会 新町地区会 北橋地区会 赤城地区会 吉井地区会



## 4月

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出  
4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者があるときは4月15日までに関係の市町村長に要届出
- 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告  
申告期限…4月30日(道府県及び市町村)
- 軽自動車税の納付  
(1) 賦課期日…4月1日  
(2) 納期限…4月中において市町村の条例で定める日
- 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付  
納期限…4月中において市町村の条例で定める日
- 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限…4月10日
- 2月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)  
申告期限…4月30日
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…4月30日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…4月30日
- 8月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)  
申告期限…4月30日
- 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税、地方消費税)  
申告期限…4月30日
- 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(12月決算法人は2ヵ月分)(消費税・地方消費税)  
申告期限…4月30日
- 固定資産課税台帳の縦覧期間  
4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間

- 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出の期間  
市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの期間等

## 5月

- 特別農業所得者の承認申請  
申請期限…5月15日
- 個人の道府県民税・市町村民税の特別徴収税額の通知  
(1) 通知方法…特別徴収義務者経由、納税義務者へ通知  
(2) 通知期限…6月2日
- 自動車税の納付  
(1) 賦課期日…4月1日  
(2) 納期限…5月中において都道府県の条例で定める日
- 鉦区税の納付  
(1) 賦課期日…4月1日  
(2) 納期限…5月中において都道府県の条例で定める日
- 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限…5月12日
- 3月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)  
申告期限…6月2日
- 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…6月2日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…6月2日
- 9月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)  
申告期限…6月2日
- 消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…6月2日
- 消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2ヵ月分、個人事業者は3ヵ月分)(消費

## 6月

- 税・地方消費税)  
申告期限…6月2日
- 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付  
納期限…6月2日
- 所得税の予定納税額の通知  
通知期限…6月16日
- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)  
納期限…6月、8月、10月及び1月中(均等割のみを課する場合には6月中)において市町村の条例で定める日
- 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(25年12月～26年5月分)の納付  
納期限…6月10日
- 4月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)  
申告期限…6月30日
- 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…6月30日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…6月30日
- 10月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)  
申告期限…6月30日
- 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…6月30日
- 消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2ヵ月分)(消費税・地方消費税)  
申告期限…6月30日

## 目次

税務カレンダー	1
平成26年度事業計画抜粋	2
平成26年度税制改正のあらまし《速報版》抜粋	3
税務説明会日程	4
ふれあい写真コンテスト優秀作品紹介	5
公開講演会紹介『勝者の思考～名将・名選手から学ぶ～』	8
経営のヒント	
「義」と「利」は矛盾しない	9
体は心のマネをする	11
健康情報『職場のストレス「怒り」を鎮める3つのコツ』	12
最近の話題から	
南海トラフの巨大分岐断層を採掘	13
キャリア開発に定年は無い	14

地区会だより	15
会員企業紹介	16
部会だより	17
新会員・部会員紹介	18
税理士会コーナー	
創業補助金【税理士 島津文弘】	19
経営寸話【税理士 高橋広幸】	20
税務署コーナー	
消費税上げに関するFAQ	21
群馬県からのお知らせ	24
お知らせ	25
表紙説明	26



# 平成26年度 定時総会のご案内

(ご欠席の場合も、総会の出欠通知は、必ずご返信ください。)

日時：平成26年 5月28日(水)  
午後4時～  
場所：高崎ビューホテル  
(高崎市柳川町70)

議 案：①平成25年度収支決算承認の件  
報告事項：・平成25年度事業報告  
・平成26年度事業計画及び収支予算  
・公益目的支出計画実施報告書

## 平成26年度事業計画抜粋

自平成26年4月1日～  
至平成27年3月31日

### 1、基本的指針

よき経営者を目指すもの  
の団体として企業の積極的  
な自己啓発を支援し納税意  
識の向上と企業経営及び社  
会の健全な発展に貢献しま  
す。

### 2、方針

基本的指針を基に、会員  
企業の声を反映し、より一層  
の「公益性の拡大」・「統一性  
の確立」・「透明性の確保」を  
目指し、企業と地域社会の  
ため事業活動を行う。

### 3、事業別実施要領

(1)総会、表彰、会議、地域  
社会貢献活動ほか(総  
務委員会)

総会、表彰、会議を行  
なう。

地域の振興に寄与し  
うる地域社会貢献活動  
を計画・実施する。

金融機関の協力を  
得、会員企業に優遇され  
た融資商品を紹介し、  
資金調達の円滑化、事  
業の安定と発展に寄与  
することを目的とする。

法人会融資制度に取  
組む。

### (2)組織拡充(組織委員会)

会員数5000社台  
並びに会員加入率50%  
台達成を目標に、会を  
あげて会員募集を推進  
する。そのため、地区会  
毎に年間の会員増強目  
標数を定め、地域の実  
情に即した募集活動を  
実施する。

### (3)研修会等(研修委員会)

研修会等研修事業は  
本会事業の中心をなす  
ことから、内容の質的向  
上と魅力化に努める。  
なお、公益法人とし  
て広く会員以外でも参  
加できる研修会等を計  
画・案内する。

### (4)税制研究及び税制改正 に関する提言等(税制 委員会)

「公平で簡素な税制  
の実現」のため、税制に  
関する会員の声・意見・  
要望を元に研究に努  
め、税制改正に関する  
提言の取りまとめと具  
申・陳情を行なう。

「e-Tax 推進特  
別委員会」を中心に、地  
域の納税者にe-Tax  
の利便性を訴え、会  
員企業の利用率80%を  
目標に、利用拡大に向  
けた啓蒙・支援活動を  
推進する。

### (5)広報(広報委員会)

広く地域社会に、税  
知識の普及と納税意識  
の啓発、租税の啓蒙に  
努め、以って法人会の  
公益活動の広報や会員  
増強に資する。

### (6)福利厚生(厚生委員会)

会員企業の安定した  
企業経営に寄与するた  
め、各種の福利厚生事  
業を展開する。

### (7)活性化事業(活性化委 員会)

地域企業の交流や法  
人会活動の普及、非会  
員の入会勧奨、社会貢  
献活動を目的に、会員・  
非会員問わず、多くの  
方々が参加・交流する  
機会を積極的に企画・  
実施する。



安心できると、  
新しい未来が見えてくる。

企業保障約36万社

※平成24年度末、当社調べ。  
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数。



大同生命 群馬支社/前橋市南町3-9-5 TEL 027-223-5260



ポーター賞  
2004年受賞



平成  
**26**  
年度

# 税制改正のあらまし

法人会 速報版



法人会キャラクター けんた

この記事は、平成25年12月24日に閣議決定された平成26年度税制改正大綱等に基づいています。今後の国会審議等にご留意ください。

## 法人税関係

### 1. 生産性向上設備投資促進税制の創設

青色申告書を提出する法人が、生産性向上設備等に該当するもののうち一定の金額以上のものを取得等し、事業の用に供した場合には、特別償却または税額控除のうちいずれかを選択適用できます。

### 2. 研究開発税制の拡充

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除について、「増加型」および「高水準型」に係る税額控除制度の適用期限が3年延長されます。

さらに、「増加型」については、増加試験研究費の額に30%を乗じて計算した金額の税額控除に改組されます。

### 3. 中小企業投資促進税制の拡充

中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却または税額控除制度についての見直しが行われ、その適用期限が3年延長されます。

### 4. 少額減価償却資産の損金算入の特例の延長

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限が2年延長されます。

### 5. 復興特別法人税の1年前倒し廃止

企業収益を賃金の上昇につなげていくきつかけとするため、復興特別法人税の課税期間が1年前倒しで廃止されます。

また、復興特別法人税廃止後の復興特別所得税額は、利子及び配当等に課される所得税額と合わせて、各事業年度の法人税額から控除されます。なお、復興特別所得税額で法人税額から控除しきれなかった金額は還付されます。

### 6. 交際費課税の特例措置の拡充

交際費等の損金不算入制度について、次のとおり拡充されます。  
① 交際費等の額のうち、飲食のために支出する費用の額の50%が損金の額に算入されます。

### ② 中小法人に係る損金算入の特例（定額控除限度額800万円）について、適用期限が2年延長されるとともに、前記①と選択適用できます。

② 中小法人に係る損金算入の特例（定額控除限度額800万円）について、適用期限が2年延長されるとともに、前記①と選択適用できます。

### 7. 所得拡大促進税制の拡充

雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度についての見直しが行われ、その適用期限が2年延長されます。

### 8. 既存建築物の耐震改修投資促進税制の創設

法人が有する耐震改修対象建築物について、平成27年3月31日までに耐震診断結果の報告を行ったものが、平成26年4月1日からその報告を行った日以後5年を経過する日までに耐震改修により取得等をする建築物の部分について特別償却ができることとなります。

## 所得税関係

### 1. 給与所得控除の見直し

給与所得控除の上限について見直されます。

### 2. NISA（少額投資非課税制度）の利便性向上

平成26年1月より導入されたNISAについて、同制度の普及・定着を図る観点から利便性を高める措置が取られます。

### 3. 特定公社債の範囲の見直し

上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の対象となる特定公社債である平成27年12月31日以前に発行された公社債から、同族会社が発行した公社債が除外されます。

これにより、同族会社が平成27年12月31日以前に発行した社債の利子で、その同族会社の株主等が平成28年1月1日以後に支払を受けるものは、利子所得の20%源泉分離課税の対象から除外され、総合課税の対象となります。

### 4. ストックオプション課税の適正化

税制非適格ストックオプションに該当する新株予約権等を権利行使前に、その発行法人へ譲渡した場合、現行では譲渡所得として課



税されていましたが、給与所得（又は事業所得、退職所得、一時所得、雑所得）とみなして課税されることとされます。

**5. 住宅ローン控除における既存住宅の範囲の見直し**

居住者が、耐震基準に適合しない既存住宅を取得した場合において、その取得の日までに耐震改修工事の申請等をし、かつ、居住の用に供する日までに耐震改修工事を完了していること等の一定の要件を満たすときは、当該既存住宅を耐震基準に適合する既存住宅とみなして、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

**資産税関係**

**1. 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例の見直し**

相続財産である土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例について、当該土地等を譲渡した場合に譲渡所得の金額の計算上取得費に加算する金額について、その譲渡した土地等に

対応する相続税相当額とされます。

**2. ゴルフ会員権の譲渡損失と損益通算の範囲の見直し**

譲渡損失の他の所得との損益通算及び雑損控除を適用することができない生活に通常必要でない資産の範囲に、主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産が加えられます。

**3. 住宅取得等資金の贈与の適用対象となる家屋の範囲拡大**

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置及び特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例について、適用対象となる既存住宅用家屋の範囲に、「耐震基準に適合しない既存住宅を取得した場合において、その既存住宅の取得の日までに耐震改修工事の申請等をし、かつ、居住の用に供する日までに耐震改修工事を完了していること等の一定の要件を満たす既存

住宅用家屋」が加えられます。

**消費税関係**

**1. 簡易課税制度のみなし仕入率の見直し**

消費税の簡易課税制度のみなし仕入率についての見直しが行われます。

**その他**

**1. 地方法人課税の偏在是正**

地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法を改正し、地方法人特別税の税率が引き上げられ、法人事業税の税率が引き上げられます。

**2. 車体課税の見直し**

- ① 自動車重量税の見直し
- ② 自動車取得税の税率の見直し
- ③ 「自動車税のグリーン化」特例の延長
- ④ 軽自動車税の税率の引き上げ

平成26年度上期		「税務説明会」日程表		※時期、会場にかかわらず、ご参加いただけます。	
<b>決算税務説明会</b>			<b>改正税法普及説明会</b>		
4/15(火)	14:00~16:00(渋川ブロック)	4/ 6(金)	14:00~15:30(高崎)	高崎市産業創造館	
4/23(水)	14:00~16:00(群馬ブロック)	6/11(水)	14:00~15:30(高崎)	高崎市総合福祉センター	
5/13(火)	14:00~16:00(榛名・倉渕)	6/12(木)	14:00~15:30(榛名・倉渕)	榛名商工会館	
5/14(木)	14:00~16:00(高崎ブロック)	6/17(火)	14:00~15:30(渋川ブロック)	渋川市金島ふれあいセンター	
7/29(火)	14:00~16:00(高崎ブロック)	6/19(木)	14:00~15:30(群馬ブロック)	高崎市箕郷文化会館	
9/17(水)	14:00~16:00(高崎ブロック)	6/26(木)	14:00~15:30(高崎)	ピエント高崎	
5月中旬	安中・松井田	5月中旬	新町地区会		
		5月中旬	吉井地区会		
		6月中旬	安中・松井田		
<b>新設法人税務説明会</b>			※高崎ブロック=高崎・新町・吉井地区会 渋川ブロック=渋川・伊香保・子持・北橘・赤城地区会 群馬ブロック=群馬・箕郷・吉岡・榛東地区会		
4/ 8(火)	14:00~16:00	高崎市総合福祉センター			
9/ 9(火)	14:00~16:00	高崎市産業創造館			



管内団体  
高崎税務署管内  
高崎税務協力会  
連絡協議会

# ふれあい写真コンテスト

(一社)高崎法人会が中心となり、写真コンテストを開催しました。

応募点数271点(一部99点、二部172点)の中から各17点、合計34点の作品が入賞しました。その内上位14作品をご紹介します。

この写真コンテストは、私たちの納めている「税」が社会の中でどう活かされているか、広く皆さんに知っていただくため、社会貢献活動の一環として開催しているものです。

なお、表彰式は2月23日(日)に高崎商工会議所第一会議室において開催し、全入賞作品は確定申告期間中(2月17日~3月17日)確定申告相談会場のピエント高崎にて展示しました。

※各部門の第一位「推薦」作品は裏表紙に掲載しております。  
※特別賞及び入選を含む全入賞作品は当会ホームページにて掲載させていただきます。



特選

(高崎間税会長賞)  
『新春のパレード』  
高橋 治代 (前橋市)



特選

(高崎税務署管内 納税貯蓄組連合会長賞)  
『夕暮れの歩道橋』  
澁澤 操 (高崎市)



準特選

『冬の駅を守る』  
岸 美喜雄 (前橋市)



特選

(高崎小売酒販組合理事長賞)  
『空から救援』  
加畑 東一 (高崎市)

## 第一部 テーマ

### ■「税」が活かされている場面

快適で安全な生活が営めるように、国や県・市町村は教育・文化の振興、道路整備、福祉など、個人の経済力や責任でまかなうことのできない公共サービスや公共施設を提供しています。

「税」が社会に活かされている様子を写真で表現していただきました。



第一部

「税」が活かされている場面



**準特選** 『一斉放水レインボー!!』  
鈴木 喜代子 (高崎市)



**準特選** 『国道にかかる橋』  
須藤 順子 (高崎市)



第二部

「ふれあい」または  
「社会貢献」に関すること



**特選** (群馬県酒造組合 高崎支部長賞)  
『若き日の追憶』  
茂木 国男 (高崎市)



**特選** (高崎税務署管内 青色申告会連合会長賞)  
『おそろいの浴衣で灯籠流し』  
小 曳 玲子 (高崎市)



**特選** (関東信越税理士会 高崎支部長賞)  
『雪国のきょうだい』  
坂 部 子 一 (北群馬郡)





**準特選** 『長いケーキ作り(85m)』  
関 沼 藤 江 (高崎市)



**準特選** 『道路愛護』  
角 田 侃 男 (利根郡)

**第二部** ■「ふれあい」または  
**テーマ** 「社会貢献」に関すること

税に関係なく、「ふれあい」や「社会貢献」に関することをテーマに作品をご応募頂きました。



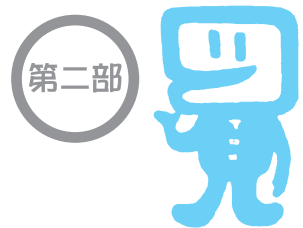
**準特選** 『ぐんまちゃんも狐に変身』  
中 村 隆 雄 (高崎市)

主催：高崎税務署管内 税務協力団体連絡協議会

一般社団法人高崎法人会（主幹）、高崎税務署管内納税貯蓄組合連合会、  
高崎税務署管内青色申告会連合会、群馬県酒造組合高崎支部、高崎小売酒販組合、  
高崎間税会、関東信越税理士会高崎支部

後援：高崎市、渋川市、安中市、吉岡町、榛東村、高崎税務署、  
西部県税事務所、渋川行政県税事務所

協賛：群馬県写真材料商組合高崎支部、株式会社フジカラープロフォトセンター



法人会のビジネスガード  
**Business Guard** Series



会員企業をサポートする  
**AIUのリスクソリューション**

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

お問い合わせ先

**AIU 損害保険株式会社 群馬支店**

〒371-0805 群馬県 前橋市南町3-9-5 大同生命前橋ビル 6F  
代表:027-223-5771 FAX:027-223-6094

二宮清純氏公開講演会

# 勝者の思考法

～名将・名選手から学ぶ～



## 二宮清純氏

技術力に終わりは無い

ソチ五輪が終わり、日本は国外大会最多の8個のメダルを獲得しました。

その中で私が一番感動したのが41歳でメダルを獲得したジャンプの葛西選手でした。

時代により変わる空中姿勢、札幌では、板をそろえた形で笠谷選手の飛び方は世界一綺麗だと言われていました。

その後、リレハンメルや長野五輪の頃にはV字となり、日本のV字の技術が世界で最高だといわれ、ジャンプ関係者にはこの飛び方が到達点、これ以上の飛び方は無いという方もいました。

しかし、今、葛西選手の飛び方はVではなくなっています。スキーの後端が離れ日に近い形になり、手をムササビのように使っています。

つまりV字が最終形ではなかったのです。私が葛西選手から学んだことは「技術に終わりは無い」という事、常に新しい技術を模索し、可能性を追求する姿勢でした。4年後のピョン

チャンでの葛西選手の進化が楽しみであると同時に、この姿勢が閉塞感のある今の日本の道標になるのではないかとこの可能性を感じています。

準備なくして勝利なし

スポーツというのは勝つか負けるかで、灰色がありません。なぜ勝つのか、なぜ負けるのか、因数分解のように、分析すればはつきり答えが出る、そんな世界です。

では、勝者と敗者では何が違うのか。あえて大胆に言い切ってしまうと、「準備力」だと考えています。準備が足りていれば勝ち、足らなければ負けるのです。

具体的にあげてみると、シドニー五輪女子マラソンで高橋尚子選手が金メダルを獲得しました。高橋選手がスパークスを投げ捨てて、スパートをかける姿は記憶に新しいかと思えます。

この時、高橋選手は通常であればスパートをかけるような場所ではない35キロ地点でスパートをかけまし

た。想像もしていなかったところでのスパートに、追走していたルーマニアのシモン選手は心も脚も準備ができていなかったでしょう。このスパートで作った差を生かし、高橋選手は金メダルを獲得したのです。

後日、小出監督に伺ったところ、その35キロ地点手前で極秘に合宿をし、ひたすらスパートの練習を繰り返したとのことでした。

想定外のスパートを作戦として準備し、勝つべくして勝ったのです。これぞまさしく「準備力」なのです。

他にも、北京五輪での陸上男子400mリレーチームは、雨天対策として、目印に使う公式テープが雨と照明に反射して見づらくなることを予測し、テープに工夫をして臨むことで、バトンパスがスムーズにいき見事銅メダルに輝きました。

野球界では、野村克也氏の野球が準備野球です。

ヤクルトの監督だった1997年のペナントレース、巨人が投打に大型選手を揃え、大方の予想は巨人の独走だったのですが、野

村監督は「開幕戦に勝てれば優勝できる」と断言。巨人の開幕投手の過去の配球を徹底的に研究し、特定のパターンを見つけました。特定の状況で必ず来る球を打者に狙わせると、それがホームラン。エース投手をつぶし見事開幕戦を勝利し、とうとうヤクルトを優勝へと導いたのです。

美しい背中

最後に最近読んで感動した本の一文を紹介します。

イタリアのサッカーの教本の最終ページにイタリア語で「美しい背中」とあり、次のような解説があります。「凡百の失敗するリーダーを見てみる。自らの表情には興味を示していたが、自らの背中の状況の確認を怠った愚か者たちの屍の群れである。子は親の、選手はコーチや監督の、部下は上司のどこを見ているのか。それは顔ではない、背中だ。」

良きリーダー足らんとする者は、まずもって良き背中を持ちなさい、と。





# 義と利は矛盾しない

経営教育コンサルタント 加賀野功尚

## 長寿企業

30年ほど前に日本経済新聞社から『会社の寿命』という本が出版されました。

その本によれば、明治以後、大正、昭和と統計をとってみると会社組織の平均寿命は30年だ、ということです。従って、50年続いたら鼻高々、まして百年続いたら天下に冠たる組織だということになります。

代表的な例をあげれば、江戸時代に創業し、明治、大正、昭和、平成と三百年以上存続してきた「三越」があります。

江戸時代は「越後屋」という呉服屋で、日本橋に店を構えていました。

ある学者が、日本のみならず欧米の会社も調査した

ところ、存続百年を超える会社の数が最も多い国はダントツで日本なのだ、ということでした。

そして、なんと世界最古の会社が日本に存在するのだそうです。その名を「金剛組」と言います。

西暦五七八年に創立され、千四百年以上続いている大阪四天王寺の宮大工職です（最近、株式会社金剛組相談役、第39世・四天王寺正

大工職、金剛利隆氏が『創業千四百年』という本をダイヤモンド社から出版されました。興味がある方にぜひ一読をお薦めします）。

なぜこれほどまでの長寿企業が日本にのみ突出して多いのでしょうか？

結論を言えば、「義」と「利」、「公」と「私」、

「長期的視野」と「短期的視野」、「理想」と「現実」のバランスをとったからです。

即ち、長寿企業では、永年の企業経営の智慧から、トップ経営者に、上記の「バランス」感覚に優れた人物を選んだから企業の存続・発展を実現することが可能

だったのであり、お客様からの信用を維持し、倒産を免れることが出来たのです。

## 論語

二千五百年前から語り継がれ、読み継がれてきた古典に、孔子の「論語」があります。

本稿のテーマである「義」と「利」に関して孔子はこう言っています。

・利によりて行う時は怨み多し

（利益のみを考えて行動すれば人の怨みを買う）

・利を見ては義を思い、義ありて然るのちに取る

（目の前の金や利益を見た時、それが正しい手段で手に入れたものか否かを考え、正しい、やましくない、確信した後にその金や利益を取るべきである）

・君子は義に喻り、小人は利に喻る

（品性の高潔なリーダーは正しいか正しくないかで物事を判断するが、たとえ地位が高くとも品性の卑しい人は私利私欲で判断する）

・不義にして富み且つ貴きは我に於いて浮雲の如し

（正しからざる手段によって財産を作り、高い地位に上ったとしても、私から見ればそんなものは空に浮かぶ雲のようなもので、はかなく、あわれなものだ）

二千五百年も前の時代に生きていた人がすでにこのようなことを述べておられるのです。

自分たちの利益だけを考えて公益を忘れてしまっている現代人はもっと孔子の言葉に耳を傾けるべきでしょう。

## 「不倒翁」 渋沢栄一

ここで、目を『論語と算盤』の著者である「不倒翁」と称せられた渋沢栄一に転じてみましょう。

渋沢栄一の経歴をざっとまとめてみます。

渋沢は、天保11年（一八四〇年）、武蔵国棒沢郡血洗島村（現在の埼玉県深谷市）に農家の長男として生

まれました。

幼くして、漢学・四書・五経を修め、家業である農業・藍玉の製造、販売に従事、青年時代、江戸に出て学問を海保漁村の海保塾で学び、剣術は神道無念流を学び、千葉道場にも出入りしました。

元治元年（一八六四年）、24才の時、思想は尊王攘夷でありましたが、その才能を認められ、縁あって一橋慶喜（後の第十五代將軍徳川慶喜）に仕え、幕臣となり、慶喜が將軍になると幕臣としてパリ万博使節の随員となりました。

約一年半の渡欧中、欧州諸国の社会制度や経済機構にふれ、身をもって近代国家の何たるかを習得しました。

この間、幕府が崩壊し、急遽帰国しました。渋沢、28才のことでした。

その後、明治四年（一八七一年）、31才の時に新政府大蔵省に出仕しましたが、明治六年に退官し、第一国

立銀行総監役（後に頭取）となりました。

それ以来、銀行業を中心に約五百にものぼる株式会社の創立・育成に尽力し、近代日本経済の発展に大きな役割を果たしました。

渋沢が関係した主な会社としては、第一勧銀（現みずほ銀行）、王子製紙（現みずほ銀行）、七十七銀行、東京海上、七十七銀行、日本郵船、東京ガス、石川島播磨重工業（現IHI）、帝國ホテル、川崎重工業、住友重機、日本興業銀行（現みずほ銀行）、アサヒビール、サッポロビール、古河

鋳業（現古河機械金属）、帝國劇場、清水建設、日本経済新聞等があります。

また、東京商工会議所、東京株式取引所（現東京証券取引所）、東京銀行集会所（現在の全国銀行協会）の母体の一つ）等の設立にも参画しました。

その活動は幕末、明治時代にとどまらず、大正、昭和に及び、昭和6年（一九三一年）に永眠しました。

享年91才。文字通り「不倒翁」の生涯でした。

論語と算盤

渋沢栄一は、企業を發展させ、国全体を豊かにするために、幼い頃に親しんだ「論語」をよりどころに、道徳と経済の一致をいつも心がけていました。

道徳（義）と経済（利）は一見つりあわないように見えますが、実は両立するものであり、利益を求める経済の中にも道徳が必要であると考えました。

また、商工業者がその考えに基づき、自分たちの利益のために経済活動を行うことが、国や公の利益にもつながると説きました。

いわゆる「道徳経済合一説」であり、栄一は生涯実践して倦むことがありませんでした。

『論語と算盤』は大正5年（一九一六年）刊です。この時、栄一、76才でした。開巻劈頭、栄一はこう

述べています。

……《論語と算盤は甚だ遠くして甚だ近いもの》

今の道徳に依って最も重なるものともいふべきは、孔子のことについて門人たちの書いた論語という書物がある。

これは誰でも大抵読むということは知っているが、この論語というものと算盤というものがある、これははなはだ不釣合で、大變に懸隔したものであるけれども、私は不断にこの算盤は論語によってできている。

論語はまた算盤によって本當の富が活動されるものである。

ゆえに論語と算盤は、甚だ遠くして甚だ近いものであると始終論じておるのである。……

開巻劈頭に述べているこの言葉が栄一の序論にして結論とも言えます。

「義」（正しい道、顧客との信義、これなくして経営・企業の存続はあり得な

いもの）と「利」（企業の存続に欠かせないもの、長寿企業を目指すなら不可欠のもの）の合一こそが栄一の思想と行動でした。

覇道（私利私欲の道）ではなく王道（公利、国富への道）こそが経営者の道である、と栄一は喝破したのです。

つい最近も、レストランで食材偽装をしていたことが発覚し、あわてて記者会見をする企業が續出しましたが、類似事例はここ数年後を絶ちません。

このような不祥事を起こす企業の経営者を見たら、栄一ならきつと「卑怯者！」と神道無念流の剣で一刀兩断したに違いありません。

（完）

（参考文献）

渋沢栄一「論語と算盤」（国書刊行会）、渋沢栄一「論語講義」（二松学舎大学出版部）、山本七平「近代の創造」（PHP研究所）、鹿島茂「渋沢栄一―算盤篇」（文藝春秋社）、鹿島茂「渋沢栄一―論語篇」（文藝春秋社）、渋沢資料館「常設展示図録」



# 体は心のマネをする

経営ジャーナリスト 谷内さなえ

心だけは荒ませない

体は心のマネをする、という言葉を聞いたことはありませんか。

やりたくないという気持ちにはダラダラとした行動に現れたり、逆に楽しくて仕方がないと気持ちは次から次へとテキパキとした行動に現れたりします。

心の思いが行動を通じて体現させるとすれば、良い結果を得るためには良い思いが大事だと、心と体の関係をしっかりと伝えていきます。

また一方、現代は、職場に限らず、日常生活でもストレスに覆われ、どんどんと心萎えさせたり、心に不安を抱かせたりして、結果、人間関係にも大きな影を落としていきます。

心の荒みを与えられたり、与えたりする、悪循環の環境にある時代だともいえま

す。

その悪循環を良循環に変えていくためには、心という内面を整えていくことが大切です。

荒んだ結果となった心持ちは、荒んだ結果となっていくま

す。心が不細工な「心ブス」になつていけば、表情や態度にも表れて、周囲から本当の「ブス」と評価されて

しまいかねません。

どう、「心を荒ませずに、ブスと呼ばれない自分を作っていくか」が問題です。

男女や職位を問わずに、素敵になつていくかどうかは大事なことです。

心を荒ませず、素敵になつていくチェックリストとして、大いに参考にしたいのが、左図に記したものです。これは宝塚の舞台裏

に貼り出されている「伝説の教え」だそうです。タカラジェンヌという素敵な女性を輩出した教えだけに、しっかりと心に染むものがあります。

とくに、エンターテイナ―として舞台上に立ち、観客を魅了するだけに心の持ちようは本当に大切です。

塞いでいたり、不安に包まれたり、できないと悲観的であったりしたら、そのまま演技や音楽にも表れ、観客の心まで暗澹とさせてしまいかねないものがあります。

毎日のように、この「伝説の教え」に団員は見入り、姿勢を正して、日々に臨んだことが察せられます。

私たちの周囲にも、グチの毎日や言い訳ばかりで他からは信用にもあてにもされてくない、謙虚さがなく傲慢で、自分が最も正しく周囲が悪いと強情を張るなどの人がいますよね。

とても付き合いたくないどころか、お蔭でこちらの運氣まで下げてくれそうで、嫌な思いにさせられますよね。

自身の振り返りとして、ぜひ自己チェックしてみてください。いくつ当てはまるでしょうか。

何個以上当てはまれば「ブス」に該当するということには記しませんが、少しでも当てはまらない日々であるように、心から願います。ただ、0個であれば、あなたはずっとブスとは無縁だと断言できます。

日々、チェックして公私ともに充実した毎日を。

## 「ブス」の25ヶ条



- ① 笑顔がない
- ② お礼を言わない
- ③ おいしいと言わない
- ④ 精気がない
- ⑤ 自信がない
- ⑥ グチをこぼす
- ⑦ 希望や信念がない
- ⑧ いつも周囲が悪いと思っている
- ⑨ 自分がブスであることを知らない
- ⑩ 声小さくいじけている
- ⑪ 何でもないことにキズつく
- ⑫ 他人に嫉妬(シット)する
- ⑬ 目が輝いていない
- ⑭ 責任転嫁(テンカ)がうまい
- ⑮ いつも口が「へ」の字の形をしている
- ⑯ 他人を恨(ウラ)む
- ⑰ 悲観的に物事を考える
- ⑱ 問題意識を持っていない
- ⑲ 他人に尽(ツ)くさない
- ⑳ 他人を信じない
- ㉑ 人生においても仕事においても意欲がない
- ㉒ 謙虚さがなく傲慢(ゴウマン)である
- ㉓ 人のアドバイスや忠告を受け入れない
- ㉔ 自分が最も正しいと信じている
- ㉕ 存在自体が周囲を暗くする

# 職場のストレス 「怒り」を鎮める3つのコツ

産業カウンセラー 柏木 勇一

職場はいつも  
怒りがいっぱい

職場でこんな経験はありませんか。「また無理難題を押し付けられた」「上司は何も分かってくれない」「どうして手伝わってくれないの」「会議が多すぎるよ」などです。

多くの人が怒りを感じます。怒りは一番エネルギーを使う感情で、繰り返されると心身の不調を招きます。不眠、食欲減、頭痛などの身体反応が出ると、遅刻や欠勤、ミスなどを呼んで仕事にも影響が生じ、人間関係悪化にもつながります。

つことでもありません。

ある事業所の企画部員・20代のAさんは、月曜日に上司から「幹部に説明する資料を週末までにまとめてほしい」と言われました。説明の場に立ち会うかもしれないません。大事な案件です。Aさんは毎晩遅くまで残って取り組みました。ところが木曜日になって、上司から「資料だけだね、別のメンバーに頼んだからもういい」と言われました。納得できません。「なぜ？」上司への怒りが込みあげてきました。仕事への意欲も少し減りました。

自分の言動で怒りに対処  
その3つのステップ

Aさんのケースは、客観的にみても上司の態度は理

不尽です。Aさんが怒るだけの理由があります。ここを押さえておくことがポイントです。そして次に進みます。

①まず自分が怒りを感じていることを具体的に説明することです。この場合は「依頼された資料ですが、優先して私なりに頑張りました。別の方に依頼し、私の資料は不要ということですね」と、まず客観的事実を伝えて確認しましょう。

②次に、「グループのお役に立ちたいと思っています。とても残念です」と続けることが大事です。ここでは「私」を主語にして、気持ちを言葉にしています。

③最後に、提案があれば申し分ないでしょう。例えば「私のやり方に不備な点があったのならご指摘ください。よろしかったら、私の資料にも目を通していただけませんか」と、率直に語ることで、ちよつと難しいか

もしれませんが、決して相手を攻撃しているわけではないので、自分の感情は落ち着いてくるはずです。

怒りをストレートに爆発させて、「私に頼んでおいておきながら、別の人に依頼するなんて、どういうつもりですか」と攻撃することは禁物です。

多忙な職場はいつも理想的な場ではありません。意見の違いや、お互いにミゾが生じるような場面はよくあります。自分の意見を伝え、他者の考えも受け入れていくことができれば、職場環境も人間関係も「まあ、いいか」となります。「これでいいんだ」という気持ちにつながるような言葉と行動を、自分から発信してみてはいかがですか。



法人会会員企業にお勤めの皆様には、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

— 法人会 —  
生きるための  
がん保険 Days

がん保険なら



医療保険なら



— 法人会 —  
ちゃんと応える  
医療保険  
EVER

■引受保険会社 (お問い合わせ先)  
**Afiac** アフラック  
(アメリカンファミリー生命保険会社)

群馬支社  
〒370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー13F  
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505



# 南海トラフの巨大分岐断層を掘削

## 海底下5200メートルの地震の巣を探る

産経新聞科学部記者 伊藤壽一郎

静岡県から九州南部にかけての太平洋沖に延びる海溝、「南海トラフ」の周辺では、昔から巨大な地震が繰り返して起きています。しかし、いったいどんな仕組みで地震が起きるのか、詳細な機構はまだ解明されていません。そのため、海洋研究開発機構は平成25年11月、紀伊半島沖で南海トラフの巨大分岐断層の掘削調査を開始。地球深部探査船「ちきゅう」で海底下5200メートルまで掘って試料を採取し、地震活動の実態を探ろうとしています。

枝分かれしている、和歌山県新宮市から南東75キロの熊野灘。水深2000メートルの海底から5200メートル掘削し、分岐断層の根元まで掘り抜く計画です。

この場所での掘削は平成24年11月にいったん着手しましたが、強い風と潮流の影響で掘削機器が損傷し、海底下2000メートルまで掘りながら中止に追い込まれました。今回は、仕切り直しの再挑戦ということになります。

### 世界記録更新へ

南海トラフは、日本列島を乗せた陸側プレート(岩板)の下に、海側のフィリピン海プレートが沈み込む浅い海溝です。海洋機構が掘削調査を行うのは、プレート境界から地表に向けて複数の巨大な分岐断層が

掘削の際は、掘った孔をパイプで補強しながら深部へ進みます。前回の掘削孔を一部利用しますが、深部は未補強で崩壊している可能性があります。同860メートル地点からは、わずかに斜めにずらして新たな穴を掘っていきます。26年1月下旬に同3600メートルに到達し、今年度から巨大分岐断層の試料採

取を行うそうです。

「ちきゅう」の掘削性能は世界一で、24年9月には青森県八戸沖で、研究目的としては世界最深の同2466メートルまでの掘削、試料採取に成功。同5200メートルの巨大分岐断層の掘削を実現すれば、世界記録のさらなる更新は確実となっています。

### 昭和東南海で連動

南海トラフのプレート境界面では、マグニチュード(M)8級の東海・東南海・南海地震が繰り返して起きてきました。

海洋機構は23年、ちきゅうで採取した試料の分析から、熊野灘付近の分岐断層が、昭和19年の東南海地震でプレート境界の深部と一緒に動いたことを証明しました。分岐断層が動く、津波が巨大化する恐れがあるため、今回の綿密な調査が必要になったわけです。

調査では、掘削しながら岩盤の硬さや、周囲からかかる力を測定。採取した試料は肉眼だけでなく、コンピュータ断層撮影(CT)も駆使して調べ、地震

で生じた摩擦熱による有機物の変性なども解析します。

海洋機構は「過去の地震で分岐断層がどう動いたかを調べ、発生メカニズムの解明や予測に結びつけた」としています。

### 地震観測にも活用

地震が多発する熊野灘周辺の海底には、地震計と津波計を網の目のように張り巡らせた観測監視システム「DONET」を海洋機構が整備しています。異変をキャッチしたら、光ファイバーの超高速通信で陸上局にデータを送り、気象庁などに配信して津波警報や緊急地震速報に生かす仕組みです。

ただ、生命に直結する防災情報は、少しでも早い方が被害軽減につながります。このため分岐断層の掘削調査後は、残った穴の底部に地震計やひずみ計を設置し、DONETと接続して情報を補強。巨大分岐断層の動きをさらに早くキャッチすることが可能になり、地震防災に大いに役立ちそうです。



**HAKODA GROUP OFFICE**

先を見る 先を見せる会計事務所グループを目指す

**箱田税務会計事務所**

法人、個人の税務申告・会計業務全般

**有限会社 八コダ先見経営**

MAS監査サービス 5カ年計画・単年度計画・予実管理

群馬県高崎市新保町163番地 TEL 027-360-5550 URL: <http://www.hakoda-group.com/>

# キャリア開発に定年はない

雇用問題コメンテーター 長嶋 俊三

## 大量生産時代のキャリア

経営者や人事担当者のなかには、「高齢者にはキャリア開発は必要ない」という意見もあるが、70歳雇用時代にはコストにも見合うし、それにキャリアの意味についての理解が違うのではないかと思うことがある。昨年、流行語にもなった倍返しドラマを見て驚くのは、意に沿わない会社からの命令に無条件で従っていれば後は安泰だ、という風土がまだあるのではないかとということである。

これまでのキャリア管理は、物をつくれれば売れた大量生産時代の名残りがあり、均質、均等、よい子の人材育成が行われているが、質の高い製品が売れる多様化時代のものではない。

い。それが証拠に、わが国の産業から世界を席巻する独創的な製品は長い間生まれていない。創造性は集団主義組織からは出てこない。異質、異能、多様な能力を持った組織でなければ、創造性は生まれない。

## キャリアの意味は2つある

キャリアをデザインするとは、自分の人生のなかで職業についての問題意識を明確にすること、である。自分は何に取り組んでいきたいのか、何を実現したいのかを選択決定していくこと、つまり「志」をたてることである。志を立てた人間は、自分で行動するようになる。それは自分の人生を築くことになるから。その行動の結果としてキャリアは形成される。

いま言われているキャリアは、会社の組織のなかで、目指す位置をキャリア・ゴールとして、それに到達するためのキャリア・パスとしての職能要件を計画的にクリアしていくことで使われる。いわば名刺の肩書き、履歴書の職業欄の内容である。それは、志によって自ら選んで積み上げてきた結果で、それによって自己実現を目指すことがキャリア・デザインなのである。

## キャリア・デザインを社員の手に取り戻す

この意味でのキャリア・デザインは、社員の個性や能力を十分に活用している中小企業に見ることができ。茨城県内にあるアルミ部品の製造を行っている社員200人の会社は、定年の時期、キャリア開発について社員自らが選択、決定していく制度づくりをおこなっている。定年は65歳だが、65歳からはフリー定年として社員の自由意思にま

かせている。70歳までの雇用を保障している。

この70歳雇用を土台から支える制度として、社員が自由にキャリアを開発するシステムをつくった。支援するキャリアの内容は、仕事に関連するセミナーなどはもとより、資格取得、通信講座、海外研修なども支援対象となっている。人事担当者は、「英会話の講座でも支援します。いま会社の役に立たなくても、いずれその社員のプラスになればいいのです。それも会社の社員に対する責任です」という。

キャリアは、自分が選択して積み上げていくものである。いまは、その決定権を会社から取り戻す時代なのである。



「生きる」を創る。

# Aflac 保険相談

募集代理店  
**(有)井田総合ビジネス**

〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町469-2  
TEL027-361-8431 FAX027-361-8455

アフラック(アメリカンファミリー生命)  
**サービスショップ**  
高崎飯塚店  
(駐駐車場完備)

アフラック い〜な  
**0120-0269-17**  
ホームページから見積りできます。

<http://www.idasogo.co.jp>  
master@idasogo.co.jp

●営業時間 9:00~18:00 (日曜・祝日定休)●

ご来店・お電話お待ちしております。



松井田

会員企業紹介

株式会社萩原工業

代表取締役

萩原 哲也

一、所在地

安中市松井田町土塩四九九  
TEL 〇二七―三九三―一四八〇

二、事業概要

当社は、昭和43年に萩原材木店として創業し、昭和53年に萩原工業に社名を変更し現在に至ります。事業内容は、官公庁工事が9割。主に、公共施設の建築・道路や治山工事などを手掛けており、県の建設工事施工者



表彰を毎年受賞し施工内容に評価を頂いております。また、環境面にも積極的に取組み「群馬県環境G S認定事務所」「エコアクション21」を取得しております。

三、経営理念・会社PR

「私たちは、土木・建築にかかる設計、施工人が生み出す創造的な価値の向上をどこまでも追及し、快適で安全な地域社会の実現を目指す」を理念として事業を行っております。そのために、品質管理はもちろん安全対策・近隣対策に努力を惜しみません。

吉岡

会員企業紹介

株式会社ゆりの里



代表取締役  
岡庭邦光

一、所在地

北群馬郡吉岡町  
下野田四七一一  
TEL 〇二七九―二五―八二〇五

二、事業概要

平成24年11月に株式会社ゆりの里を創立し介護事業所、在宅型有料老人ホーム「ゆりの里」を平成25年9月に開設いたしました。デイサービスセンターとヘルパーステーションを併設し現在に至ります。

三、経営理念・会社PR

住宅型有料老人ホーム、ゆりの里は、家庭的な雰囲気「その暮らし」を尊重し、暮らし

しをサポートする生活支援住宅です。常に利用者様の意思を尊重し、真心からのケアサービスを提供いたします。

“集い”“憩い”“安らぐ”有料老人ホームが吉岡町に新たにオープンしました。

施設見学会・ご入居相談会を随時開催しております。  
※詳しくは上記番号までご連絡ください。  
(電話受付時間：9:00～17:00)

「入居金不要」 「即入居可能」



法人会のビジネスガード  
**Business Guard** Series



会員企業をサポートする

AIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

お問い合わせ先

AIU 損害保険株式会社 群馬支店

〒371-0805 群馬県 前橋市南町3-9-5 大同生命前橋ビル 6F  
代表:027-223-5771 FAX:027-223-6094

北 橋

会員企業紹介

石田商事有限会社



代表取締役  
石田洋一

一、所在地

渋川市北橋町

真壁一七五五一

TEL〇二七九一五二一四〇二〇

二、事業概要

当社は昭和二十五年十月に、亡父利雄が日用雑貨及び食料品・石油製品・燃料品など小売業として創業しました。昭和三十年代後半にLPガスと付帯する機器などの販売もはじめました。

代が替わり、現在は、LPガス・灯油関連機器のほか、太陽光発電・燃料電池・蓄電池による「創エネ+蓄エネ」というようなエネルギーの自給自足できる提案もしています。その他、電気工



事・空調・リフォームも承っています。

三、経営理念・会社PR

電力会社は電線で繋がっています。都市ガス会社はガス管で繋がっています。しかし、弊社は、お客様との心と心の繋がりを大切に、さまざまな事でも親切・丁寧な心掛け、又スピーディーな対応とご提案でお客様の「顧客満足度No.1」を目指しています。

吉 井

会員企業紹介

有限会社魚健



代表取締役  
田中健三

一、所在地

高崎市吉井町塩川四八一

TEL〇二七一三八七一二二〇

二、事業概要

「魚健」は、昭和23年鮮魚店として開業以来、永きにわたって皆様からご愛顧いただいております。鮮魚店を礎に昭和53年「さかな屋料理魚健」を創設、鮮度の良い本マ



三、経営理念・会社PR

魚屋直営店として、旬の魚に自信と誇りをもち、『お客様の笑顔が一番』と心して今日に至っております。料理に特別な事はありません。誠実に真面目にやるだけです。お客様の笑顔がお店の最大の幸せと考えております。是非一度起こし下さいませ。



法人会会員企業にお勤めの皆様には、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。



がん保険なら



医療保険なら



■引受保険会社（お問い合わせ先）

**Afiac** アフラック  
(アメリカンファミリー生命保険会社)

群馬支社  
〒370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー13F  
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505



青年部会

下期税務経営研修と  
租税教室の開催

下期・税務経営研修会



青年部会（川鍋太志部会長）は、三月十三日（木）、ホワイトイン高崎にて、経営コンサルタンの榊リベロ常務取締役 團弘志（だんひろし）氏をお招きし、景気回復期における勝ち残りセミナー〜若手・中堅・ベテラン社員、それぞれどう活かし、どう報いるかをテーマに勉強会を開催いたしました。

團氏の事業承継にまつわるお話では、具体的事例が他人ごとではなく、熱のこもった内容に、もう一度聞きたい、もっと詳しく聞きたいといった声が出るほどでした。

租税教室の開催

一月〜二月にかけて、高崎税務署管内の小学校六年生十一校・約六四〇名の児童に、部会員のべ三九名が講師やアシスタントとして教壇に立ち、租税教室を開催いたしました。

「お忙しい中ありがとうございます。ありがとうございました。租税教室の授業を受けて税の大切さを知りました。これからお仕事ががんばってください。」などの感想をもらい、子供たちの素直さや学ぶ姿勢に、こちらも真剣に取り組みなければと改めて感じました。



女性部会

税に関する  
絵はがきコンクール審査会  
・DVD研修会  
「租税教室〜小学校編〜」

審査会

二月二十三日（日）「第五回税に関する絵はがきコンクール」の審査会を高崎商工会議所ビルの会議室で開催しました。

当日は、小曾戸署長をはじめ税務署から四名、石井税理士会高崎支部長、信澤本会長にもご出席いただき、小学六年生が描いた力作を審査し、入賞作品を決定しました。

また、今年度も応募数が増えた関係で、本審査に先立ち女性部会役員で予備審査を行っております。

研修会

三月三日（月）から一泊で伊香保温泉ホテル松本楼において、研修会を開催しました。

「税に関する絵はがきコンクール」は、租税教室開催校を対象として行っています。今回の研修では、小

学校では実際にどのような租税教育が行われているのかを認識するために、租税教室の様子・租税教育用ア二メを鑑賞しました。これを参考に今後のコンクール事業に取り組んでいきたいと思えます。

研修後は、スイーツバイキングに鳥山副会長指導の詩吟、またカラオケと盛りだくさんの内容で、おひな祭りの一日を女性だけで賑やかに楽しく過ごしました。



法人会の団体保険制度：取引信用保険

中小企業向け貸倒保証制度

ご加入のおすすめ

中小企業向け貸倒保証制度 ご採用のメリット

貸倒損失の平準化

貸倒リスクを一定額の保険料負担により保険に転嫁することで、費用を平準化することが可能となります。

与信管理の充実・向上

貴社の与信管理に保険会社の審査がかわり、取引先に対する与信管理の充実・向上が図れます。

法人会  
会員企業専用プラン。  
是非ご利用ください。



ご連絡先・お問い合わせ先

三井住友海上火災保険株式会社  
群馬支店 高崎支社（担当：吉田）  
〒370-0045  
高崎市東町80 群馬トヨタビル5F  
TEL027-323-4332 FAX027-327-4046

①法人名 ②代表者・部会員名 ③所在地 ④業種

<b>松井田</b> ① 上毛天然瓦斯工業(株) ② 山田 修一 ③ 安中市松井田町八城 ④ ガス製造販売	<b>高崎</b> ① 吉井章一税理士事務所 ② 吉井章一 ③ 高崎市上中居町 ④ 税理士業	<b>高崎</b> ① 砂山主雄税理士事務所 ② 砂山主雄 ③ 高崎市井野町 ④ 税理士業	<b>高崎</b> ① 浦野勉税理士事務所 ② 浦野 勉 ③ 高崎市下豊岡町 ④ 税理士業
<b>榛東</b> ① (株)高翔 ② 高橋正二 ③ 北群馬郡榛東村山子田 ④ 建材販売業	<b>渋川</b> ① 岡芹光夫税理士事務所 ② 岡芹光夫 ③ 渋川市八木原 ④ 税理士業	<b>高崎</b> ① 高橋広幸税理士事務所 ② 高橋広幸 ③ 高崎市相生町 ④ 税理士業	<b>高崎</b> ① (株)エムティーテクノ ② 塚越 隆 ③ 高崎市寺尾町 ④ 建設業
<b>榛東</b> ① NPO法人プロスポーツサポート ② 須田 勇一 ③ 北群馬郡榛東村新井 ④ NPO法人	<b>群馬</b> ① プラチナドライブ(株) ② 原田光章 ③ 高崎市金古町 ④ 自動車分解整備業等	<b>高崎</b> ① 津久井孝税理士事務所 ② 津久井 孝 ③ 高崎市相生町 ④ 税理士業	<b>高崎</b> ① (株)からす川出版 ② 中野 剛 ③ 高崎市本町 ④ 出版業
<b>子持</b> ① (株)しづく ② 小澤 則夫 ③ 渋川市横堀 ④ 情報通信業	<b>群馬</b> ① 眞下会計事務所 ② 眞下和弘 ③ 高崎市三ツ寺町 ④ 税理士業	<b>高崎</b> ① 筒井会計事務所 ② 筒井 勤 ③ 高崎市下佐野町 ④ 税理士業	<b>高崎</b> ① 小林正巳税理士事務所 ② 小林正巳 ③ 高崎市日光町 ④ 税理士業
<b>新町</b> ① (有)ecom ② 田嶋 一希 ③ 高崎市新町 ④ 下水道維持管理	<b>群馬</b> ① (学)国分寺学園 ② 蜂須賀和夫 ③ 高崎市西国分町 ④ 幼稚園	<b>高崎</b> ① (有)中居コンタクト ② 大西直人 ③ 高崎市中居町 ④ コンタクトレンズ販売	<b>高崎</b> ① (有)シーコーポレーション ② 那須まゆみ ③ 東京都港区赤坂 ④ 健康食品製造・卸・販売
<b>新町</b> ① (医)祥淳会 ② 小屋 淳 ③ 高崎市新町 ④ 外科・泌尿器科医院	<b>群馬</b> ① (有)ペンテック ② 富澤康一 ③ 高崎市棟高町 ④ 建築塗装業	<b>高崎</b> ① 白扇 ② 秋本清次 ③ 高崎市新保町 ④ 飲食業	<b>高崎</b> ① (有)清水製函 ② 清水一廣 ③ 高崎市上大類町 ④ 木製品製造業
<b>女性</b> ① (有)江原化工 ② 江原久子 ③ 高崎市下室田町 ④ 製造化学工業	<b>榛名</b> ① (医)英悠会 ② 清水英之 ③ 高崎市中里見町 ④ 歯科クリニック	<b>高崎</b> ① (株)BELLINI ② 内田志保 ③ 高崎市西横手町 ④ 小売業	<b>高崎</b> ① (株)上州テレビ ② 田村 茂 ③ 高崎市連雀町 ④ 映像放送業・イベント企画請負業
<b>問い合わせ先</b> (一社)高崎法人会 事務局 〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 506号 電話 027-363-4526 FAX 027-363-4576		<b>高崎</b> ① (宗)宝性寺 ② 末永瑛亮 ③ 高崎市根小屋町 ④ 宗教法人	<b>高崎</b> ① (株)心和 ② 本田勇樹 ③ 高崎市南大類町 ④ 建築塗装業

会社名、住所、代表者、資本金等に変更がございましたら、事務局へご一報ください。



企業のために、  
経営者とともに。

T&D  
T&D保険グループ

大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、  
今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、  
「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、  
経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

**DJIDO** 大同生命保険株式会社

群馬支社/前橋市南町3-9-5 TEL 027-223-5260

税理士会

創業補助金

関東信越税理士会  
高崎支部税理士 島津文弘

この10年間で、私の顧客が新たに始めた事業、いわゆる業態転換や第二創業の業種としては、プラスチックカード印刷、電照栽培、ウオーターサーバー配達、特別養護老人ホーム、福祉作業所、温泉まんじゅう、ベトナムでのマネキン作り、石材輸入、産業廃棄物処理、太陽光パネル設置、生損保代理店、ホームペー

ジ、防音パネルなどがあります。この10年間、デフレ経済社会の中、中小企業経営が苦境となり、新たな第二創業を模索せざるを得ない財務状況の結果、今後中小企業の活性化を充実していくには、新たな第二創業が必要不可欠です。そこで政府は中小企業の活性化の為に創業補助金を

創設したのです。これは起業、創業や第二創業を行う個人、中小企業、小規模事業者の方、女性や若者が国の認定する専門家などの助言機関（認定支援機関たる金融機関等）と一緒に取り組む制度であります。

計画の実施に要する費用の一部を補助することで地域需要を興すビジネス等を支援することです。2月28日より開始した「創業補助金」は第4回目ですが、先日第3回目第2次締め切りの補助金事業者は、全国、7,800件の応募があり、2,125件の補助金の交付となりました。

7件となっております。女性の採択された申請者は10名程になっております。認定された事業の内容としては、「犬とのオートキャンプ」「クラフト体験付宿泊施設」「果実のドライ加工」「最先端眼科クリニック」「相続相談サービス」「ペットナム専門レストラン」「M&Aネットオークション」「地域医療連携カードシステム」「伝統建築の3次元データ」「もう一つの我が家」「宅配野菜」「アニメージョンスタジオ」「玉ねぎ加工販売」「成果報酬型求人サイト」「花学び塾」「レンタルミシンとキット販売」「もんじゃ焼屋店」など、多彩な内容となっております。

申請にあたる注意として

は、外部審査員に計画を的確に理解していただくために、「創業の決意動機」「競争力」「ニーズ」「販売仕入ルート」「売上、経費根拠」「従業員、ビジネスパートナー確保」「創業後計画」「創業準備期間の利用」などを実施するために認定支援機関から計画段階のサポート、創業後のアドバイスを積極的に採択する方針が必要です。

補助金の対象となる経費は、交付決定、補助事業期間中に支払われた経費のみが補助金の対象となります。補助金は後払いです。必ず金融機関からの融資見込みである証明印も認定機関の印と同じように不可欠となります。補助金の補助率は3分の2で、補助上限額は200万円となります。個人申請でも個人事業所が法人成になるにあたっての申請でも大丈夫です。皆さんチャレンジしてみてください。

税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。  
地域社会に貢献します。 秘密を守ります。



関東信越税理士会高崎支部





シリーズ **経営**

**話**

株式評価

関東信越税理士会 高崎支部 税理士 高橋 広幸

「経営」とは、広辞苑で調べると、継続的・計画的に事業を遂行すること。

特に会社・商業など経済的活動を運営すること。とあります。

即ち、事業を継続させていくことが重要です。会社が倒産をしなければ、その会社に関わる得意先、仕入先、従業員などの生活に影響を与えてしまいます。

如何に企業を継続させていくか、経営者は常に考えていかなければなりません。

経営トップが『経営理念』を示し、『計画』を立て、『実行』し、『見直し』、この繰り返しにより企業を存続させるのです。

又、企業を継続させる為に、相続・事業承継は元気がなうちに考えて対策をすることも重要です。

相続税の改正により、平成二十七年一月一日以降、基礎控除額が引き下げられ

ます。

この為、今まで税金が発生しなかった人も税金が発生する可能性があります。

中小企業の場合、自社の株式も相続税の対象になります。

そこで、自社の株式評価を行うって、実際相続税が発生するのか、発生する場合には税金がどれ位発生するか試算しておきまないと、将来、相続人が相続税を支払うのに苦労する可能性があります。

株式の評価には、以下の三つの方法があります。

「上場株式の評価」

「気配相場等のある株式」

「取引相場のない株式の評価」

中小企業の自社の株式評価は、一般的には「取引相場のない株式の評価」により評価することになります。が、この評価には更に、

「原則的評価方式」、

「特例的な評価方式」

「特定の評価会社の株式の評価」があります。

オーナー株主の場合には、「原則的評価方式」によることになると思います。

この「原則的評価方式」は、従業員数、総資産価額及び売上高により大会社、中会社又は小会社に区分して、次の方法により評価します。

(一) 大会社

原則として、類似業種比準方式により評価します。

(二) 中会社

原則として、類似業種比準方式と純資産価額方式を併用して評価します。

(三) 小会社

原則として、純資産価額評価で評価します。

類似業種比準方式とは、類似業種の株価を基に、評価する会社の一株当たりの配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の三つで比準して評価する方法です。

純資産価額方式とは、会社の総資産や負債を原則と

して相続税の評価額に洗い替えて、その評価した総資産の価額から負債や評価差額に対する法人税額等相当額を差し引いた金額で評価する方法です。

アベノミクスにより上場株式は上昇傾向にある為、類似業種の価額も上昇していくと思われます。

その為、将来の相続発生時には、場合によっては自社の株式も増加する可能性があります。

今のうちに、贈与や譲渡等により対策を講じることにも必要ではないかと思えます。

事業承継には、税金だけでなく、これまで先達が築き上げてきた『信用』を承継すること、先代の教えを自分のものにし、更に一歩高いレベルを目指していくことも重要です。

# 消費税率引上げに関するFAQ

再確認  
お願いします

(施行日前後の取引に係る消費税法の適用関係の原則)



問

施行日前後の取引に係る消費税法の適用関係を教えてください。

答

新消費税法は、施行日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等並びに施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物（以下「課税仕入れ等」といいます。）に係る消費税について適用し、施行日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び課税仕入れ等に係る消費税については、なお従前の例によることとされています（改正法附則2）。

したがって、施行日の前日（平成26年3月31日）までに締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等であっても、施行日以後に行われるものは、経過措置が適用される場合を除き、当該資産の譲渡等及び課税仕入れ等について新消費税法が適用されることとなります（経過措置通達2）。



(事業者間で収益・費用の計上基準が異なる場合の取扱い)



問

当社（A社）では、検収基準により仕入れを計上しています。ところで、当社と取引先（B社）の収益、費用の計上基準の違いにより、当社が、4月初旬に検収基準により仕入れを計上したものであっても、取引先が出荷基準によっている場合、施行日（平成26年4月1日）前に出荷された商品は旧税率（5%）が適用されるので、取引先（B社）から、旧税率（5%）に基づく消費税額等が記載された請求書が送付されてくるものと考えられます。このような場合、当社の仕入税額控除の計算はどのように行えばよいですか。

答

新消費税法は、経過措置が適用される場合を除き、施行日以後に行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等について適用されます（改正法附則2）。

照会の事例は、B社がA社に対して、施行日前に行った課税資産の譲渡等ですので、A社においても、旧消費税法の規定に基づき仕入税額控除の計算を行うこととなります。



(保守料金を前受けする保守サービスの適用税率)



問

当社は、事務機器の保守サービスを行っており、保守サービスの契約期間を平成26年4月以後1年間とする保守契約を平成26年3月31日までに締結するとともに、同日まで一括して1年間の保守料金を前受けしています。

なお、この保守契約は、月額〇〇円として保守料金を定めてあり、中途解約があった場合には、未経過期間分の保守料金を返還することとしています。

この保守契約に係る取引について、1年間分を一括收受し、前受金として計上したものを毎月の役務提供の完了の都度、収益に計上することとしていますが、この場合において、施行日（平成26年4月1日）以後、毎月の役務提供の完了の都度、収益に計上する際の適用税率はどのようになりますか。

答

役務の提供による資産の譲渡等の時期は、物の引渡しを要するものにあつては、その目的物の全部を完成して引き渡した日、物の引渡しを要しないものにあつては、その約した役務の全部を完了した日とされています（基通9-1-5）。また、前受金に係る資産の譲渡等の時期は、現実に資産の譲渡等を行った時とされています（基通9-1-27）。

照会の保守契約は、契約期間は1年間であるものの、保守料金が月額で定められており、その役務提供が月々完了するものですので、この保守契約に基づき計上した前受金に係る資産の譲渡等の時期は、現実に毎月の役務提供が完了する時であり、その時の消費税率が適用されます。

したがって、施行日以後、役務提供が完了するものについては、新税率（8%）が適用されることとなります。



(施行日を含む1年間の役務提供を行う場合)



問

平成26年3月1日に、同日から1年間のコピー機械等のメンテナンス契約を締結するとともに、1年分のメンテナンス料を受領した場合、消費税法の適用関係はどのようになりますか。

答

役務の提供に係る資産の譲渡等の時期は、物の引渡しを要するものにあつてはその目的物の全部を完成して引き渡した日、物の引渡しを要しないものにあつてはその約した役務の全部を完了した日とされています（基通9-1-5）。

照会の役務の提供は、物の引渡しを要しないものですから、資産の譲渡等の時期は役務の全部を完了する日である平成27年2月28日となります。

したがって、施行日以後に行う課税資産の譲渡等となりますから、原則として新消費税法（新税率）が適用されます。

ただし、契約又は慣行により、1年分の対価を收受することとしており、事業者が継続して当該対価を收受したときに収益に計上しているときは、施行日の前日（平成26年3月31日）までに収益に計上したもののついて旧消費税法（旧税率）を適用して差し支えありません。





(工事の請負等の税率等に関する経過措置の概要)



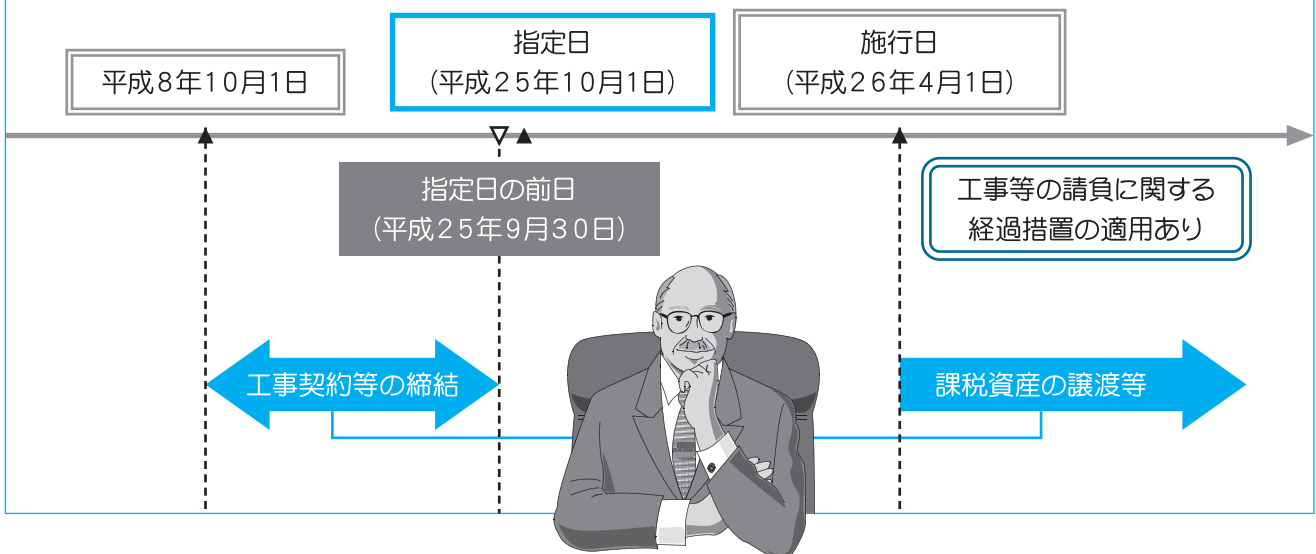
問

工事の請負等の税率等に関する経過措置の概要を教えてください。

答

事業者が、平成8年10月1日から指定日の前日（平成25年9月30日）までの間に締結した工事の請負に係る契約、製造の請負に係る契約及びこれらに類する一定の契約に基づき、施行日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等を行う場合には、当該課税資産の譲渡等（指定日以後に当該契約に係る対価の額が増額された場合には、当該増額される前の対価の額に相当する部分に限ります。）については、旧税率が適用されます（改正法附則5③）。

なお、事業者が、この経過措置の適用を受けた課税資産の譲渡等を行った場合には、その相手方に対して当該課税資産の譲渡等がこの経過措置の適用を受けたものであることを書面で通知することとされています（改正法附則5⑧）。



国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」に上記以外の事例も紹介していますので、そちらもご覧ください。

お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、税務署にお尋ねください。

**高崎税務署 代表番号 027-322-4711 (自動音声案内)**

この電話番号は、電話がつながると自動音声案内が流れます。

ご用件の内容に応じて、次の番号をお選びください。

内 容	選択番号	転 送 先
税金に関する一般的なご質問、ご相談	1	電話相談センターへおつなぎします。
・税務署からの照会やお尋ねに関するお問い合わせ ・納税に関するご相談・お問い合わせ ・部門職員にご用の方	2	高崎税務署の電話交換でお受けいたします。

# 「ぐんま緑の県民税」にご協力ください

(森林環境の保全に係る県民税均等割の超過課税)

～平成26年4月からスタートします～

群馬県では、県民・事業者の皆様にご協力いただき、大切な森林を守り、育て、次世代に引き継いでいくため、平成26年4月から5年間、「ぐんま緑の県民税(通称)」を導入いたします。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

## ◎ぐんま緑の県民税(森林環境の保全に係る県民税均等割の超過課税)のしくみ

ぐんま緑の県民税は、県民の皆様幅広くご負担いただくため、「県民税均等割の超過課税方式」としました。

### 法人の県民税

【税率】法人の県民税均等割の7%相当額

資本金等の額	現行の税額	ぐんま緑の県民税 (7%相当額)	上乗せ後の税額
1千万円以下など	20,000円	1,400円	21,400円
1千万円超～1億円以下	50,000円	3,500円	53,500円
1億円超～10億円以下	130,000円	9,100円	139,100円
10億円超～50億円以下	540,000円	37,800円	577,800円
50億円超	800,000円	56,000円	856,000円

※提出いただく申告書には、現在は「現行の税額」を記載していますが、導入後の事業年度では「上乗せ後の税額」を記載してください。

【課税期間】平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間に終了する事業年度

### 個人の県民税

【税率】年額700円

【課税期間】平成26年度(平成25年所得分)から平成30年度(平成29年所得分)

東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき実施する防災施策の財源を確保するため、平成26年度から平成35年度まで、現行の税額1,000円に500円が上乗せとなります。したがって、平成26年度から平成30年度まで、ぐんま緑の県民税とあわせた個人の県民税均等割額は年額2,200円となります。(個人の市町村民税もあわせた金額は下表をご覧ください。)

【個人の住民税(市町村民税・県民税)均等割額】

区分	県民税均等割	市町村民税均等割	合計
上乗せ前の税額(均等割)	1,000円	3,000円	4,000円
東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき実施する防災施策の財源 (平成26年度から平成35年度まで10年間)	500円	500円	1,000円
ぐんま緑の県民税 (平成26年度から平成30年度まで5年間)	700円	—	700円
合計	2,200円	3,500円	5,700円

※ ぐんま緑の県民税は、森林環境を保全するための施策に充て、使い道を明確にします。

#### ● 税の仕組みに関すること ●

総務部税務課


電話：027-226-3771 FAX：027-221-8096  
E-mail：zeimuka@pref.gunma.lg.jp

#### ● 税の使い道など森林保全に関すること ●

環境森林部林政課

電話：027-226-3278 FAX：027-223-0154  
E-mail：rinseika@pref.gunma.lg.jp

# 高崎法人会 会員証の発行について

<p>一般社団法人 高崎法人会 説明会・研修会・講演会 平成26年度 出席実績表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>出席印</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算税務説明会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>改正税法普及説明会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本会上期 研修会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本会下期 研修会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税務署長 講演会</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	内容	出席印	決算税務説明会		改正税法普及説明会		本会上期 研修会		本会下期 研修会		税務署長 講演会		<p>一般社団法人 高崎法人会 説明会・研修会・講演会 平成26年度 出席実績表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>出席印</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税を考える週間 公開講演会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地区会・支部 研修会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地区会・支部 研修会</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	内容	出席印	税を考える週間 公開講演会		地区会・支部 研修会		地区会・支部 研修会		<p>本会主催の税務説明会、研修会、講習会等にご出席の際は、この会員証をご持参ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本会員証は平成26年度用です。 1年前に有効に使用してください。</li> <li>2. 税務説明会、研修会、講習会等にご出席の際は受付で出席印を受け付けてください。 出席印が5個以上になりましたら、「税に関する冊子」を差し上げます。</li> <li>3. 税務署長講演会の際や、会員優待サービスを受けられる際はこの会員証をご提示ください。 ※会員優待サービス（電話相談）は法人会本部に電話ください。 ※会員優待サービス（出張）は各支部に電話ください。事務局までご連絡ください。</li> </ol> <p>高崎税務署管内 税務協力団体 一般社団法人 高崎法人会 〒370-0006 群馬県高崎市高崎二丁目7番地4号 高崎 税務協力センター 電話：027-254-4288 受付：027-254-4289 FAX：027-254-4290 E-mail: info@hokaido-hokai.or.jp ホームページ: www.hokaido-hokai.or.jp</p>	<p>法人会 会員証</p>  <p>私たちが法人会の会員は、社会的責任のむけていて、税務協力団体である法人会に入会し、税務説明会の開催や各種社会貢献活動を通じて、民間の立場から、適正申告と納税、地域社会の発展をめざします。</p> <p>法人名</p> <p>所在地</p> <p>※1 法人は個人と異なり、法人の住所は必ず記載する必要があります。</p> <p>高崎税務署管内 税務協力団体 一般社団法人 高崎法人会</p>
内容	出席印																						
決算税務説明会																							
改正税法普及説明会																							
本会上期 研修会																							
本会下期 研修会																							
税務署長 講演会																							
内容	出席印																						
税を考える週間 公開講演会																							
地区会・支部 研修会																							
地区会・支部 研修会																							

## 高崎法人会会員証の配布について

高崎法人会では、平成26年度より、研修会等出席表を兼ねた会員証を発行することとなりました。

この証明書は、一般社団法人高崎会員の証明となるものです。

また研修会等出席実績表は、税務署担当官の税務説明会や、社会貢献活動としての講演会、研修会等の研修事業に出席した証明となります。

税務説明会、研修会等にご出席の際は、受付で出席印を押印いたします。出席印が5個以上になりましたら、「税に関する冊子」を進呈いたします。

## 会員証の配布時期

この証明書は、毎年度法人だより4月号に同封する形で配布いたしますので、法人名と所在地をご記入いただいた上でご使用ください。

## 会員優待サービス

この会員証をご提示いただくことで、法人会員の会員優待サービスを受ける事が出来ます。

会員優待サービスの一覧は高崎法人会ホームページに掲載されています。

また、サービスを受けるために別途書類が必要となるものもございますので、併せてご確認ください。

会員優待サービスをご提供いただける方が居られましたら、事務局までご連絡ください。

# 消費税 期限内納付 推進運動 実施中!

消費税の期限内納付を忘れずに。



- 消費税は消費者からの預かり金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

消費税には申告・納付期限 <sup>(※1)</sup> があります。	申告・納付にはe-Taxが利用できます。	個人事業者の方は振替納税も利用できます。
-------------------------------------	----------------------	----------------------

- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額<sup>(※2)</sup>に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額 <sup>(※2)</sup>	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 地方消費税を含まない年税額をいいます。





# 表紙説明

## 二宮清純氏公開講演会

平成26年3月7日、高崎市総合福祉センターにて、スポーツジャーナリストの二宮清純氏による公開講演会を開催しました。

約250名の来場者を迎え、「勝者の思考法～名将・名選手から学ぶ～」と題して講演いただき、盛況のうちに幕を閉じました。

### 【プロフィール】

1960年、愛媛県生まれ。スポーツ紙や流通紙の記者を経てフリーのスポーツジャーナリストとして独立。オリンピック、サッカーW杯、メジャーリーグ、ボクシング世界戦など国内外で幅広い取材活動を展開中。



東北楽天ゴールデンイーグルス経営評議委員。日本サッカーミュージアムアドバイザーボード委員。テレビのスポーツニュースや報道番組のコメンテーター、講演活動と幅広く活動中。

## 法人会 消費税期限内納付

### 推進運動

高崎税務署管内3市2町村・高崎法人会16地区会



### 法人だより第152号

平成26年4月10日発行(年4回4・7・10・1月10日発行)  
 (発行所)一般社団法人 高崎法人会  
 〒370-0006  
 高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル506号  
 TEL 027(363)4526 FAX027(363)4576  
 E-mail:office@takasaki-hojinkai.com  
 U R L:http://www.takasaki-hojinkai.com/  
 (企画・編集)広報委員会:委員長 嶋方 徳郎  
 (編集・印刷)荒瀬印刷株式会社

## 厚生委員会からのお知らせ

### 企業の安定した経営のために

法人会の福利厚生制度は企業の皆様が安心して経営に取り組めるよう病気、事故、労災等に備えた保障制度です

もしものときの企業防衛に……

#### 経営者大型総合保障制度

【大同生命保険(株)・A I U保険会社】



万一の労災事故に備えて……

#### ハイパー任意労災 アットワーク

【A I U損害保険会社】

がんや病気などの治療に備えて……

#### 法人会がん保険Daysと医療保険新Ever

【アフラック】



貸し倒れや与信管理に……

#### 中小企業向け貸倒保障制度

【三井住友海上火災保険(株)】

会社の発展のため、法人会の福利厚生制度を上手くご活用いただければ幸いです。

※法人会の福利厚生制度は、専門の保険会社に委託しています。

### お問い合わせ先

高崎法人会 事務局 ☎027-363-4526

## 群馬県からのお知らせ

### 県民局見直しに伴う平成26年度の組織について

平成26年4月1日から、西部県税事務所は西部行政事務所と統合となり、高崎行政県税事務所と名称が変更になりました。

ただし、行う県税業務はこれまでと変わりません。皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、高崎税務署管内では、次のとおり変更になりました。

地域	渋川市、榛東村、吉岡町	高崎市、安中市
改正前	中部県民局 渋川行政県税事務所	西部県民局 西部県税事務所 西部行政事務所
改正後	北群馬渋川振興局 渋川行政県税事務所	高崎行政県税事務所

# 「ふれあい写真コンテスト」推薦作品

## 第1部 税が活かされている場面

### 高崎税務署長賞



渡ってますよ～  
小坂 明(前橋市)

## 第2部 「ふれあい」または「社会貢献」に関すること

### 高崎税務署管内 税務協力団体連絡協議会長賞 (高崎法人会長賞)



みんなで芋植え  
若山 昭子(高崎市)

※その他の優秀作品はP.5～7に掲載しております。

## セミナーDVD

### 法人会会員用 無料レンタルサービス

社内研修会などにご活用ください。

会員企業様に経営実務、社員研修、人事、労務などに役立つDVDを無料でレンタルします。  
他では借りられないDVDをぜひご活用ください。  
詳しくは高崎法人会HPをご覧ください。



#### お申込方法・お問合せ

高崎法人会ホームページより、専用ページへアクセス、もしくは事務局までお問い合わせください。  
HP: <http://www.takasaki-hojinkai.com/> TEL:027-363-4526

いつでも受講できます。

## インターネットでセミナー受講

無料

# セミナー オンデマンドサービス

利用可能セミナー  
150本以上!!

高崎法人会 検索 クリック!!



ご利用方法

1. 当会HP上バナーより専用ページへ。
2. ログイン  
初回、利用登録が必要です。  
登録後、IDとパスワードが発行されます
3. 見たいセミナーをお選び下さい。

※非会員の方もご利用いただけますが、利用可能コンテンツに制限があります。